

議事事務局告示第三号

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県議会議長 林 正 夫

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年議事事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

分 離 課 税	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	
先物取引の事業・雑所得	

別記様式第三号中

を

分 離 課 税	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	
上場株式等の配当所得	
先物取引の事業・雑所得	

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。